

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

フロン排出抑制法でこうなる!

※ 機器の所有者、ユーザーの責任が増加 ※

1. 業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

- ① 全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3ヶ月に1回以上)
 - 専門業者がアドバイスする。
- ② 下記の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

機種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

※一定規模以上の機器の定期点検は、「十分な知見を有する者」(専門知識を持った者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する。

冷媒フロン類取扱技術者証



2. 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定及び修理を実施

- フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止(繰り返し充填の原則禁止)
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

3. 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

- ① 適切な管理を行うため、機器の整備については、記録簿に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。
- ② 適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

4. 算定漏えい量の報告

- ① 1年間にフロン類をCO2換算値で1,000CO2-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

● 漏えい量 = 充填量 × GWP (CO2換算値) / 1,000 ≥ 1,000CO2-ton

● 情報処理センターの利用が便利です。

※ 充填量 = 機器の整備時における(充填量 - 回収量) (kg)

5. 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ① 第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。
- ② 回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。
※5は、法改正前からの義務



一般社団法人 北海道冷凍空調設備工業会 (略称 道冷工)

〒060-0042 札幌市中央区大通西18丁目1番地27 山京大通ビル302号

電話 / 011-623-3560 FAX / 011-623-3561 E-mail / info@doreiko.or.jp

URL / http://doreiko.or.jp

道央支部・旭川支部・函館支部・北見網走支部・帯広支部・釧路支部